

税関係証明交付申請書（郵送請求用）

潮来市長 様

年 月 日

申請人	住 所	
	氏 名	フリガナ (電話)
	生年月日	明・大・昭・平 年 月 日

証明してほしい人	住 所	
	氏 名	フリガナ
	生年月日	明・大・昭・平 年 月 日

必要な証明事項の□内にしを付けてください。

納税関係	☐ 納税証明 (年度)	☐ 全部 ☐ 市県民税 (個人) ☐ 市民税 (法人)	通
	☐ 軽自納税証明 (車検用)	☐ 固定資産税 ☐ 国民健康保険税	通
	☐ 完納証明	標識番号 (ナンバー) {水戸 } [無料]	通
所得関係	☐ 課税 (所得) 証明	年度課税 () 年中の所得	通
	☐ 所得証明 (児童手当用)	年度 () 年中の所得	
	☐ 非課税証明	年度	通
固定資産関係	☐ 評価証明 (年度)	☐ 土地 (全部・一部) ☐ 家屋 (全部・一部)	通
	☐ 評価額通知書 (年度) ※登記用にしか使えません。	☐ 土地 (全部・一部) [無料] ☐ 家屋 (全部・一部) [無料]	通
	☐ 公課証明 (年度)	☐ 土地 (全部・一部) ☐ 家屋 (全部・一部)	通
	☐ 現況証明		通
	☐ 住宅用家屋証明		通
	☐ 閲覧・写し	☐ 地番集成図	通
	☐ 固定資産課税台帳 (名寄帳) (年度)		通
確申関係	☐ 納付額確認書	☐ 国保税納付額確認書 (確定申告用) [無料]	通
	☐ 税相当額確認書	☐ 固定資産税相当額確認書 (確定申告用) [無料]	通
その他	☐ 法人所在証明	☐ 一般用 ☐ 軽自動車用 [無料]	通
	☐ その他の証明	☐ ()	通
備考 (固定資産関係で一部るとき、当該地番等を記載してください。)			

本人確認	手数料
運転免許証・保険証 マイナンバーカード その他 ()	円
証明書番号	

必要書類等

1. 税関係証明交付申請書		
2. 返信用封筒	所定の郵便料金分の切手を貼り付けてください。申請人の住所・氏名（宛名）を記載してください。	
3. 本人確認書類	運転免許証・個人番号カード・在留カード・住基カード（顔写真付）・身体障害者手帳・保険証などのコピー 【注意】 ・運転免許証など裏面に記載のある場合は裏面もコピーしてください。 ・マイナンバーカードは表面のみをコピーしてください。 ・法人が申請される場合は、名称及び所在を記載し法人の代表者印を押印してください。	
4. 必要に応じた資料	・代理人の方（本人以外の方）が請求する場合は、委任状等と、代理人の方の本人確認書類（運転免許証等）の写しを同封してください。 ・潮来市外へ転出後、さらに転居した場合は、現住所と住所の履歴が確認できる本人確認書類（運転免許証等）の写しを同封してください。 ※市外の方で、転居後に潮来市税務課に転居届等のご連絡がないとき、現住所と課税台帳の住所が異なるため、発行に日時を要することがあります。 ・相続人が請求するとき（固定資産所有者本人または納税義務者本人が亡くなっている場合）は、所有者本人が亡くなったことが確認できる書類（住民票の除票や戸籍（除籍）謄本等。写し可）と、本人との相続関係を証明できる書類（戸籍謄本など。写し可）を添付してください。 ・固定資産（土地・家屋）の証明書を請求する場合で、1月2日以降に所有権の移転があり新所有者が請求するときは、所有権の移転が確認できる登記簿謄本等の写しを同封してください。	
5. 手数料分の郵便定額小為替 （交付手数料は郵便局発行の定額小為替でお支払いください）	200円	・納税証明（※1） ・完納証明 ・課税（所得）証明・所得証明（児童手当用）・非課税証明（※2） ・家屋評価証明・土地評価証明・家屋公課証明・土地公課証明（※3） ・現況証明 ・地番集成図 ・法人所在証明（一般用） ※1 1枚につき8項目（年度・税目ごと）の記載です。以降1枚増えるごとに100円ずつ加算となります。 ※2 課税（所得）証明・所得証明（児童手当用）・非課税証明 発行時期： 6月1日から 例：平成30年度 課税（所得）証明 の発行は平成30年6月1日からとなります。 ※3 家屋評価証明・土地評価証明 発行時期：4月1日から 家屋公課証明・土地公課証明 発行時期：5月1日から 例：平成30年度家屋公課証明書の発行は平成30年5月1日からとなります。 同一所有者の場合、1枚につき6筆（6棟）の記載です。以降1枚増えるごとに100円ずつ加算となります。所有者ごとの証明で、なおかつ土地、家屋は別々の証明書になります。A氏（単独名義）とA氏外〇名（共有名義）は、原則、別の所有者という扱いです。 例：評価証明、A氏所有 家屋3棟・土地7筆、A氏外1名所有 家屋1棟の場合 → 家屋2枚（400円）、土地2枚（300円） 計700円

5. 手数料分の 郵便定額小 為替 (交付手数料は郵便局 発行の定額 小為替でお 支払いくだ さい)	1, 3 0 0 円	住宅用家屋証明
	無料	軽自納税証明（車検用） 土地評価額通知書 家屋評価額通知書 固定資産税相当額確認書（確定申告用） 国保税納付額確認書（確定申告用） 法人所在証明（軽自動車用）
6. 注意事項	固定資産所有者本人または納税義務者本人が亡くなっている場合は、本人が亡くなったことが確認できる書類（住民票の除票や戸籍（除籍）謄本等。写し可）と、本人との相続関係を証明できる書類（戸籍謄本など。写し可）を添付してください。 課税台帳の住所と現住所が違うときは、住所の履歴が確認できる戸籍の附票（写し可）、又は住民票（写し可）が必要です。 ※市外の方で、転居後に潮来市税務課に転居届等のご連絡がないとき、現住所と課税台帳の住所が異なることがあります。	